

犯罪学辞典

犯罪学研究会編

犯罪学辞典

犯罪学研究会編

成 文 堂

犯罪学辞典

昭和57年12月20日 初版第1刷発行

編 者 犯 罪 学 研 究 会

発 行 者 阿 部 義 任

〒162 東京都新宿区早稲田鶴巻町514

発 行 所 株 式 会 社 成 文 堂

電話03(203)9201(代) 振替 東京9-66099

製版 井 村 印 刷

印刷 上 野 印 刷

製本 佐 抜 製 本

© 1982, Printed in Japan

検印省略

3030-000011-3851

☆落丁・乱丁の場合は恐れ入りますが弊社までご連絡
下さい。急ぎ取替させていただきます。

序　　言

いわゆる「犯罪学」という用語は、わが国において、まだ定着しているわけではない。むしろ、犯罪原因論もしくは犯罪現象論を中心とする狭義の「刑事学」、その成果をふまえて犯罪の対策を学問領域とする「刑事政策（学）」等の用例の方が、一般化しているといえよう。しかし、広義の刑事学として犯罪原因論、犯罪現象論、犯罪対策論の三者を理解し、あるいは刑事政策の名のもとで、これらを内容とすることもないわけではない。とくに、刑事政策学には刑事学を含める傾向が強い。他方、刑事学は幅広い科学であり、刑事政策はその一分科学であるとの主張もある。

われわれは本辞典を編集するにあたり、必ずしも以上のべた犯罪学のもつ領域と定義について論議を重ね意見の一致をみたものではない。むしろ本辞典を編纂する過程で自ずと犯罪学の領域が明確になりうるという領解から出発した。そしてつぎのような共通の認識が編集の基礎をなすことになった。すなわち、いわゆる刑事学を、犯罪現象を対象とし、その認識と原因追求にある狭義の犯罪学と解し、その学問内容として、犯罪人論、犯罪現象学としての犯罪社会学、犯罪生物学、犯罪心理学を含め、その他、法医学、犯罪科学等の犯罪捜査学を含めた学問としての犯罪学としたのである。

かような犯罪学の成果は最近になり、ようやくわが国において

も二、三のすぐれた著述をみるに至ったが、いずれも揺籃の域をでていないようにおもわれる。かような犯罪学の構築のために、まず何よりも必要なものは手頃でかつ信頼するに足る犯罪学辞典である。諸外国、たとえばアメリカ、イギリス、ドイツ等においては、それぞれがすぐれた犯罪学辞典を有するのであるが、わが国ではこんにちまでのところ類書が存在しないのが現状である。

本辞典の編集は、こんにちも「犯罪学研究会」として多年にわたって月例研究会を開いている小グループの存在が原動力となった。本研究会は昭和36年ごろ少数の刑法学者を中心に発足したものである（発足当時は刑事学研究会と称した）が、こんにちでは文字どおり、あらゆる分野の諸科学者を含め、実に百数十名に及ぶ会員を擁するにいたった。本辞典の各分野の執筆は、いずれもこの研究会の会員が筆力を結集したものである。

思えば、本辞典の項目選定に着手したのは昭和36年ごろであったように記憶される。項目選びは、(1)心理学関係、(2)刑事法関係、(3)法医学関係、(4)警察関係、(5)矯正関係等に大別し、おおまかな選定をしたあと、犯罪学大系樹なるものを作成して、片よりや項目もれのないように作業をすすめた。一応の項目選定に、数年の歳月を必要とした。項目執筆に当っては学問的水準を保ち、自説（少数説）にとらわれることなく客観的、かつ簡明に解説することとし、さらに、実務上も役立つように各分野の専門家が幾度となく加筆するといった作業が間断なく丹念になされたのである。

初校が出来上ったのは昭和47年春のことである。その後、新項目の補充、校正に多くの日時が費いやされることになった。校正の段階で項目解説を常にアップ・トゥ・デートなものにするとい

う作業は困難をきわめた。しかし、ようやくここに完成をみ、世に送り出すことができたのである。ただ、日々生まれつつある新しい用語については、印刷技術上、ここに採取できないものがお二、三あることをお断わりしなければならない。近い将来、増補して完全なものにしたいと考える。

おわりに、本辞典の必要性について暖かい理解を示され、商業ベースを無視して発刊をお引受いただいた成文堂社長阿部義任氏、発行作業全般の調整にあられた同社専務阿部耕一氏、いくたびかの文字どおり社運をかけての困難を克服し、こんにちまで尽力されてきた成文堂編集部・犯罪学辞典担当の諸氏とくに土子三男、相馬隆夫の両氏、そうして、長期にわたる難事業のしわ寄せで大へん御迷惑をおかけした井村印刷の方達に執筆者一同衷心より感謝の意を表する次第である。

昭和57年8月

犯罪学研究会・執筆者一同

執 筆 者

朝倉 京一	専修大学教授	須々木 圭一	早稲田大学教授
安部 正直	国土館大学教授	高橋 均	武蔵大学教授
安形 静男	関東地方更生保護 委員会保護観察官	高林 雄二	元明治大学大学院生
石堂 功卓	中京大学教授	竹内 達郎	小田原少年院 分類保護課長
稲川 正浩	法務省矯正局 総務課補佐官	橋 偉仁	播磨少年院長
居原田 暹	法務技官, 神戸刑務所分 類審議室考査専門官	館澤 徳弘	横浜家庭裁判所川崎支部 主任家庭裁判所調査官
上野 佐	日本大学教授	谷 誠	東京簡易裁判所判事
梅田 育夫	元ミューンヘン大学 大学院学生	辻本 義男	犯罪と非行に関する全国 協議会 (JCCD) 理事
大熊藤一郎	前橋家庭裁判所 次席調査官	椿 幸雄	鹿児島大学教授
奥村 廉明	東京保護観察所 総務課長	徳重 篤史	最高裁判所・家庭裁判所 調査官研修所教官
加川 帯刀	大正大学専任講師	所 一彦	立教大学教授
兼頭 吉市	青森大学教授, 特別養護 老人ホームこぶし園長	富田 敬一	国土館大学教授
鴨下 守孝	法務省矯正局 総務課法規係長	中原 尚一	広島家庭裁判所首席 家庭裁判所調査官
菊田 幸一	明治大学教授	中山 善房	東京地方裁判所判事
菊地 和典	東京家庭裁判所 次席調査官	西村 春夫	科学警察研究所室長
北澤 信次	東京保護観察所 観察第一課長	野阪 滋男	茨城大学助教授
河野 和子	東京保護観察所 保護観察官	橋本重三郎	元宇都宮大学教授
後藤 吉成	國學院大學講師	花井 哲也	千葉敬愛経済大学教授
小林 高記	国土館大学特別客員教授	林 實	元長崎刑務所長
斎藤 静敬	千葉大学教授	半田 祐司	東亜大学助教授
坂田 仁	横浜家庭裁判所主任 家庭裁判所調査官	日沖 正常	松岡病院臨床心理士
佐藤 司	亜細亜大学教授	緒崎 轍	根岸病院顧問, 小金井市 心情衛生研究所長
澤登 俊雄	國學院大學教授	広瀬 卓爾	佛教大学助教授
		細井 洋子	東洋大学短期大学助教授

前田	俊郎	専修大学教授	森	次郎	東京家庭裁判所 総括主任調査官
松本	良夫	東京学芸大学教授	森	武夫	専修大学教授
松元	泰儀	東京家庭裁判所主任 調査官	諸澤	英道	常磐学園短期大学教授
三原	憲三	創価大学教授	山岸	善和	江戸川学園豊四季専門学 校講師, 江戸川学園人間 科学研究所研究員
三宅	仁	横浜家庭裁判所次席 家庭裁判所調査官	横山	実	國學院大學助教授
宮澤	浩一	慶應義塾大学教授			

(五十音順)

凡 例

I 項 目

- (1) 項目の配列は五十音順に並べてある。外国語項目も同様である。

(例) ① ジェネラル・ショップ

ジェノサイド条約

自我

(例) ② MMPI (エム・エム・ピー・アイ)

LSD (エル・エス・デー)

- (2) 清音・濁音・半濁音の順とした。

(例) 対人恐怖

大臣清願

(例) 少年補導センター

賞罰

- (3) (イ) 同音異語は、第一字目の字画の少ない項目を先に置いてある。

(例) 血 統

決 闘

(ロ) 上の場合、第一字目（及び第二字目）の字画が同一であるか、同一語である場合は、原則として、第二字目（または第三字目）の字画によっているが、使用頻度・重要度を加味した場合もある。ともに、その配列は、検索に便なるを期した、

(例) 検屍

検視

(例) 社会化

社会科

- (4) 特殊または難解な読み方をする項目には、次の例により、ふり仮名を附した。

(イ) 外国語の場合

(例) 大辞、刷

(ロ) 日本語の場合

(例) 管(ち)

糶糶(てんかん)

没取(ぼとり)

香具師(やし)

- (5) 外国語項目で、その直後の()中に、日本文があるものは、わが国において用いられている用語を示している。

(例) SCT (文章完成法テスト)

- (6) 項目中、次の例による表示は、本文の説明が両者にわたることを示している。

(例) 小集団(理論)

「小集団および小集団理論」

- (7) 項目中、次の例示のような場合は、()内の用法と同じまたはほぼ同意という意味である。

(例) 印画貼合せ法(スーパーポーズ法)
失血死(出血死)

- (8) 項目の中で、次の例示のような場合は、下に掲記した約束にしたがっている。

(例) (イ) 縁座(坐) → 縁座または縁坐の意

(ロ) 挫傷(創) → 挫傷または挫創の意

(ハ) 激情(性)犯罪人 → 激情性犯罪人または激情犯罪人の意

- (9) 項目中()内に形容句が用いられている場合は、()内の語句に限定して本文中にその説明がなされている。

(例) 一元主義(刑・処分の)

「刑および処分の一元主義」の意である。

- (10) 見出し項目について、それに相当する外国語をあげた。英・独・仏の順序である。原語がこれ以外の場合は、それぞれ、原語の末尾に相当する外国語名を付した。

II 用語および表記

用語は、原則として、「常用漢字表」に準拠しているが、旧来の表記表にしたがった場合もある。また、現代仮名づかいを用い、「送り仮名の付け方」によっている。ただし、犯罪学に関連する専門分野の術語、慣用語については、この例によらない場合がある。

III 記号

- (1) ⇨ X⇨Yは、Xの説明がY項目でなされている。

(例) ヘルステッドベスター⇨異常犯罪者刑務所

休暇制⇨帰休制

- (2) → A → B, C, D

A項目についての関連する事項説明が、B, C, Dの各項目でなされている

(例) 囚人自治制→オーバン制

人格審査制→分類制

精神鑑定→精神衛生鑑定医、責任能力、措置入院

- (3) *

本文中*の附してある語句は、本辞典中の項目として掲げられ、説明が加えられていることを示す。

IV 法令および判例

- (1) 法令の略称は次の例による。なお、略称表のうちで例えば、「少(年) = 少年法」とあるのは、少 = 少年法または少年 = 少年法を示している。また、例えば、「監則 = 監規 = 監獄法施行規則」とある場合は、監獄法施行規則を略称して、「監則」として引用するのを原則とするが、場合によっては、これを「監規」として引用したことを示す。これらは、同一項目中または関連項目中において、他の引用された法令とことさらに区別するために、検索の便を考えて、略称を使い分けるといった配慮によるものである。

憲＝憲法
 人保＝人身保護法
 国会＝国会法
 公選＝公職選挙法
 裁＝裁判所法
 法廷秩序＝法廷等の秩序維持に關する法律
 検（察）＝検察庁法
 検審＝檢察審査会法
 弁護＝弁護士法
 国公＝国家公務員法
 自治＝地方自治法
 地公＝地方公務員法
 税犯＝国税犯則取締法
 関税＝関税法
 たばこ＝たばこ専売法
 警（察）＝警察法
 破防＝破壊活動防止法
 消防＝消防法
 水防＝水防法
 警職＝警察官職務執行法
 道交＝道路交通法
 道交令＝道路交通法施行令
 道交施規＝道路交通法施行規則
 出入国＝出入国管理令
 自衛＝自衛隊法
 河（川）＝河川法
 砂防＝砂防法
 学教＝学校教育法
 民＝民法
 有＝有限会社法
 民訴＝民事訴訟法
 破＝破産法
 刑＝刑法
 旧刑＝旧刑法
 爆発＝爆発物取締罰則
 暴力＝暴力行為等処罰法

律
 盗犯防止法＝盗犯等ノ防止及処分
 ＝関スル法律
 売春＝売春防止法
 罰金臨措＝罰金等臨時措置法
 刑訴＝刑事訴訟法
 刑訴規＝刑事訴訟規則
 刑補＝刑事補償法
 少（年）＝少年法
 少審・少規＝少年審判規則
 旧少＝旧少年法
 監・監法＝監獄法
 監則・監規＝監獄法施行規則
 行累（令）＝行刑累進処遇令
 少院＝少年院法
 少鑑則＝少年鑑別所処遇規則
 婦人補導＝婦人補導院法
 婦人処規・婦人補導則＝
 婦人補導院処遇規則
 保護觀察＝執行猶予者保護觀察法
 予防更生＝犯罪者予防更生法
 更生＝更生緊急保護法
 保護司＝保護司法
 恩赦＝恩赦法
 恩赦則＝恩赦法施行規則
 生活保護＝生活保護法
 児福＝児童福祉法
 伝染＝伝染病予防法
 医＝医師法
 医療＝医療法
 精神＝精神衛生法
 麻薬＝麻薬取締法
 労組＝労働組合法
 道運＝道路運送法
 船舶＝船舶法
 郵＝郵便法

(2) 法令の引用は次の例による。

- (イ) 刑40＝刑法第40条
 (ロ) 刑訴124Ⅰ＝刑事訴訟法第124条第1項
 (ハ) 監33Ⅰ但＝監獄法第33条第1項但書
 (ニ) 少24Ⅱ②＝少年法第24条第1項第2号
 (ホ) 家審規86の2Ⅱ②＝家事審判規則第86条の2第2項第2号
 (ヘ) 刑訴103～105＝刑事訴訟法第103条より第105条まで参照

(3) 昭27法125とあるのは昭和27年法律第125号を意味する。

なお、説明の正確を期する場合は、昭11年5月法25としたものもあり、ま

た。昭和20年10月15日勅令575号のように詳細に引用した場合もある。

(4) 判例の引用は次の例による。

大判明36・5・21刑録9・874＝明治36年5月21日大審院判決（大審院刑事判決録9輯874頁）

大判大14・6・9刑集4・381＝大正14年6月9日大審院判決（大審院刑事判例集4巻381頁）

大判大8・10・28新聞1641・21＝大正8年10月28日大審院判決（法律新聞大正8年1641号21頁）

大判昭7・3・25評論21・刑法118＝昭和7年3月25日大審院判決（判例評論21巻刑法118頁）

最判昭23・7・14刑集2・8・891＝昭和23年7月14日最高裁判所判決（最高裁判所刑事判例集2巻8号891頁）

最決昭27・3・4刑集6・3・345＝昭和27年3月4日最高裁判所決定（最高裁判所刑事判例集6巻3号345頁）

広島高判昭36・7・10刑集14・31＝昭和36年7月10日広島高等裁判所判決（高等裁判所刑事判例集14巻31頁）

仙台高判昭27・2・29特報22・106＝昭和27年2月29日仙台高等裁判所判決（高等裁判所刑事判決特報22号106頁）

宇都宮地判昭40・12・9下刑集7・12・2189＝昭和40年12月9日宇都宮地方裁判所判決（下級裁判所刑事判例集7巻12号2189頁）

あ

合鍵 [英 skeleton key 独 Dietrich] *窃盗とくに侵入窃盗の侵入手段の一つに、あいかぎづかい(合鍵遣)がある。これは多くの合鍵を用意して、施錠に合せて戸を開けることをいう。針金や古釘を使って戸を開けるものが多い。はなはだしいものになると、縫針一本や紙の観世よりでたいていの戸を開けるものなどもあるという。これらを総称して錠あけという。現代では、錠前術の技術的進歩にともない、このような開き鉤の原始的な操作よりも、科学的に案出された合鍵がある。なお、錠前を破壊して門戸を開き、そこから侵入する手段をじょうやぶり(錠破り)といい区別する。欧米では錠にかこまれた生活なので、錠をなくした場合にそなえて、錠開け専門の会社もある。

I Q ⇒知能指数

愛国主義 [英 patriotism 独 Patriotismus 仏 patriotisme] 愛国心を鼓吹する*イデオロギーおよび運動。愛国心とは、人が*自我とその属する国とを*同一視する*感情。愛国心を鼓吹することは、帝國主義的侵略をうけた国や植民地の民衆を解放運動に立ちあがらせたり、*革命の原動力となるなど、歴史的進歩に役割を果たすが、他方、支配階級の行なう対内的抑圧と対外的侵略のための強力な手段となり、*超国家主義・狂信的排外主義・人種的偏見・軍国主義・全体主義などと密接に結びつく。わが国の

*右翼団体も好んで愛国心を鼓吹する。これらの危険に対し、民主主義・国際主義の発展、労働者階級の国際的連帯意識の強化などが抑止効果をもつ。→レジスタンス

ICPO ⇒国際刑事警察機構

愛情 [英 love 仏 amour] 対象(人)に対する好意、執着、共感などを含んだ*感情で基本的感情(情操)の一つ。精神分析的には*性欲による性的愛を意味し、異性愛がその典型とされる。愛情は乳児期における母から愛される経験および母との接触によってその基礎が形成され、その後生活空間の拡大に伴う種々の他者との接触・交流を通して深められ分化してゆく。ある種の犯罪者、精神病患者においては、自己への愛や他者への愛あるいは両者が障害を受けていることが犯行や発病の深い動機や原因になっていることがある。→偏愛

愛人殺害者 [独 Geliebtenmörder]

*危機犯罪者の個別型の一つ。愛人の現実的もしくは想像上の不実によって絶望し、この*危機の解決として無理心中などを考える。また、不貞な愛情関係の清算を迫られて、危機におちいり、この危機からのがれるために*殺人または*自殺よりほかはないと考える。愛人間の殺人の動機として妊娠をあげる例もある。→危機

相対死 情死 *心中にたいする江戸幕府の法制上の用語。近松門左衛門らの世

話浄瑠璃などにより情死、心中の語が美化され、当時の男女がこれを讃美する傾向さえ生じたので、八代将軍徳川吉宗は退廃的な風潮を是正するため、申討死という名称をもって禁令を出し、心中者に懲罰を加えた。その罰則は、情死者の死骸取捨て、未遂者の非人扱い、また一人が死亡の時は相手は*死刑、さらに主従関係（主人側は軽い）や男女の差異が認められた。→心中

愛他的情操 [英 altruistic sentiment] 情操とは広義の*感情の一種で、一定の事物に対する後天的に形成された持続的な感情傾向。とくに道徳的・芸術的感情など、高度で複雑な感情をさすこともある。愛他的情操は、持続的かつ普遍的に他者の利益を願う情操であり、*道徳的情操の一つ。表面的には自己愛と対立するが、発達のには自己愛を基礎に他者の役割をとれるようにしつけられて形成される。

愛童症 ⇒児性愛

愛隣小・中学校 大阪・愛隣地区(旧・*釜ヶ崎)愛隣会館内に設けられた小・中学校。低所得者・日雇労働者等の長欠児・不就学児を救済して義務教育を施す目的から昭和37年2月、学校教育法にもとづく市立小・中学校として発足した。地域の住民福祉の見地から配慮されたもので、校内に給食・浴場・理髪等の設備をもつ。→スラム、全日制愛隣学校

アイルランド制 [英 Irish system] 1850年代アイルランドでクローフトンの採用した*累進制。オーストラリアでのマコノキーの*点数制にならい、従来イングランドで用いられていた*独居拘禁、雑居労役、*仮釈放の三段階の他に仮釈放前の一段階として、*中間刑務所なる半自由的拘禁を設け、その処遇を経た者に仮釈放証書を与え、釈放後も警察監視をおこな

た。アメリカの*刑罰ばかりでなく日本の*刑罰累進処遇令などに影響を与えた。→中間刑務所、累進制

青線地区 *赤線地区に対し、飲食店の営業許可だけで、*特殊飲食店と実質的に変わらない売春宿兼業の飲食店を営む地区をいう。そこでは、表面は飲み屋やラブホテルの旅館を装い、実はそこにいる女性が*売春をしている。また、ストリートガール(*街娼)の出没する地域を呼ぶこともある。警視庁がフランスの例にならい、警察の地図で特別地区を青線で囲んだことからこの名がある。→赤線地区、売春防止法

あおり ⇒煽動

赤線地区 昭和21年1月GHQ(連合軍総司令部)の公娼廃止令によって遊郭に娼婦を縛りつける日本の公娼制度に終止符がうたれた。しかし、第二次世界大戦直後の混乱した社会情勢と退廃した性風俗をおそれ、風致上支障のない地域に、旧貸座敷業者や私娼業者が引き続き慰安所として営業することが許可された。それらの店を*特殊飲食店とよぶが、特飲街に指定された地区を赤線区域といった。警察の地図でこの地域を赤線で囲んだためこの名がある。これらの売春街は風俗営業取締法、労働基準法、売春取締条例、旅館業法などの取締りをうけながら黙認されていたが、昭和31年5月24日「*売春防止法」が成立し、補導処分・更生保護に関する規定が昭和32年4月、刑事処分に関する規定が昭和33年4月に施行されることにより姿を消した。→青線地区、白線地区、売春防止法、風俗営業

悪書追放運動 昭和38年10月、甲府市の書籍雑誌商組合が出版社にたいし不良雑誌発送中止の申し入れをしたのをきっかけとして発生した低俗出版物の追放運

動、青少年を低俗出版物のおよぼす悪影響から守り、その*非行化を防止しようとする運動。→環境浄化、環境浄化運動

アクション・リサーチ [英 action research] 法則の発見を目的とする原理的研究に対して、具体的な問題解決のため、実践や操作を加えながら、事態の診断と問題解決技術の有効性判定を行なう実験的・動的研究法。レヴィンによって組織的な研究が始められた。最初のものは1946年頃のコニー・アイランドの青少年ギャングの補導計画であった。アメリカにおける*シカゴ地域計画や*ケンブリッジ・サマービル実験などは、非行防止を目的とするアクション・リサーチの一例といえよう。→実験的調査

悪性 [英 malignant 仏 malignes, état dangereux 伊 temibilità] 一般に性質が悪く改善が困難、もしくは不可能なものをいう。医学的には、病氣・疾患のうちで生体におよぼす悪影響度が高く、しかも予後不良なものに悪性の呼称を冠し、悪性腫瘍、悪性貧血のように用いる。法律的には、*犯罪を行なう可能性のある危険な*性格、すなわち人格的*負因が*犯罪性と結びついており、*累犯の危険性が高く、矯正困難なものをさす。→社会的危険性

悪玉化 ⇨スケープ・ゴート

悪の権威 ある非行者、あるいは*非行集団に対して他の非行者達から与えられ、認められた価値で、他の非行者の心理に畏敬、賞讃、心服などの感情を喚起させる。一般社会では悪いとされることが、*反社会的集団ではかえって尊敬の対象となることがある。少年院出身者は、一般社会ではとく除け者になるが、非行集団では反対に箔がついたものとして扱われるなどはその例である。*脅迫、*恐喝などは、そうした権威の示威としてお

こなわれることがすくなくない。

アグレッシブ・ケース・ワーク [英 aggressive case work] *ケース・ワークの援助をうける必要があるにもかかわらず、援助を拒否したり、批判を示すなど自発性のない*対象者に対して、本来のケース・ワークの過程を修正し、積極的に対象者に対し、生活上の諸設計を承蒙して社会の現実的枠組を承認させ、受け入れるようにしむける方法。そこで用いられる援助活動方式としては、ケース会議、集中的ケース・ワーク、複合サービス、地域発展などがあげられる。→ケース・ワーク

足取捜査 犯人の足取りを追って捜査する方法。犯罪現場付近の通行人、居住者などから、犯人の行動を時間と地理とに関係をもたせて聞き出し、これを総合し、推定犯人の行動と人的特長を知る*捜査。→聞込み

アジア極東犯罪防止研修所 [英 The Asia and Far East Institute for the Prevention of Crime and Treatment of Offenders 略称 UNAFEI] 「犯罪の防止および犯罪者の処遇に関するアジアおよび極東研修所を日本国に設置することに関する国際連合と日本国政府との間の協定」(昭36・6条約第4号)にもとづいて設立されたもの。日本側の法制からみれば*法務総合研究所の一部である。*刑事政策の領域においてアジア極東地域各国のための研修、調査研究および情報収集を行なうことをその目的として運営されている。わが国の教官の他に世界有数の刑事学者を招聘して、日本およびアジア諸国からの研修生に対して刑事政策に関する研修を行なっている。国内では「アジ研」と略称されることが多い。所在地、東京都府中市晴美町1-26。

アジャストメント・ユニット [英

adjustment unit] *矯正施設の問題収容者を収容して、*精神医学、*臨床心理学等の専門家による個別的・集団的*心理療法を重点的に行ない、施設生活適応化への集中的処遇を行なう特別の施設または施設内の特別区画。アジャストメント・センターともいう。1954年、アメリカのカリフォルニア州で制度化されて以来、各州で採用されている。収容期間は平均3カ月で、ユニットへの編入、処遇プログラム、処遇の終了等については、施設の*分類委員会の規律委員会で決定される。→分類、集団心理療法

アダルト・オーソリティー [英 Adult Authority] カリフォルニア州において、*ユース・オーソリティー（青年矯正本部）の制度にならい、1944年の立法で設置された成人矯正本部。この制度は、刑の量定を裁判官ではなく、この本部が行ない、かつ、定期的に審査を行なうといふところに特色がある。本部は、知事によって任命された6名の委員から成る。その主たる権限は、*裁判所により*刑務所に送られたすべての成人について、*不定期刑に関する州法の範囲内で刑期を決定し、各成人刑務所の分類機能と処遇とをすすめる、*仮釈放を許可し、かつ、仮釈放後の*保護観察を行なうことである。→ユース・オーソリティー

アチーブメント・テスト [英 achievement test] 一定の*学習や*訓練によって獲得された学力や技能の程度を測定する検査。試験、考查と同じ意味に用いられることがある。教育検査、学力検査ともいわれ、文章体（論文体）検査、客観的検査（標準学力検査など）、技能検査などを総称している。*IQと同じように、学力を示す指数として*AQを用いることがある。→AQ

圧痕反応 [英 impression 独 Ein-

druck 仏 impression] *縊死・*絞死・*扼死の際に、死体の頸部皮膚には、つかわれた紐のあと（索溝）や手のあと（扼痕）ができるはずである。しかしこれが肉眼的に判らぬ場合がある。そのときには該当皮膚の組織標本を作り、特殊な染色を行なうと、索溝や扼痕を証明できる。これを圧痕反応という。→圧痕

圧死 [英 death from pressure] 窒息の一種。*群集が折り重なって倒れ、その下敷きになった時、鉱山事故などで土砂の崩壊によって胴体が埋没した時、胸部が重い鈍体にはさまれた時、雪崩などでおし流されて全身が埋まった時、かような場合に胸部の呼吸運動が妨げられて呼吸不能のため窒息する。人なだれ事件では、皇居二重橋参賀事件で17名、新潟県弥彦神社初もうで事件で124名の圧死者をだしている。→群集、群集死

圧力団体 [英 pressure group] ある*集団がその要求を実現するために政府の政策決定過程に、集団の力を背景に圧力を行行使しているとき、これを圧力団体という。ただし、政策決定過程への参加を主目的とする集団（政党）、行政機関等はこの中に含まれない。圧力団体には、既存の集団がその利益をはかるために圧力団体化する場合と、同種の要求をもつ人々が結集してあらたに組織される場合がある。政府に圧力をかける集団は古くから各国にみられたが、特に利害関係の多元化した社会形態で顕著にみられる。圧力団体行動は、わが国では否定的な評価を受ける傾向があるが、特殊な利益・要求の存在を顕在化させ、世論形成の機能をも果たす意味で、欧米ではむしろ必要視される。反面、圧力団体行動は自集団の利益を主張するあまり独善的になることがある。→アテンダンス・センター [英 attend-

ance center] イギリスで1948年の刑事裁判法によって新設された少年犯罪者に対する半自由処分としての出頭所。12歳から17歳までの者で、*認可学校(アブルブド・スクール)またはボースタルにおける長期訓練を必要とせず、さりとて*保護観察だけでは十分でない場合に適用される。出頭所への出頭は通常週末の土曜日、最大12時間の自由拘束で、その間、心身の健康をはかるための*作業、教育が行なわれる。1969年の児童少年法は、出頭所出頭命令を廃止し、これにかわるものとして監督命令・保護命令を設けた。

アノミー(理論) [英 anomy 仏 anomie] *行動を規制する共通の価値や道徳的基準を失なった混沌状態。社会的規模での、個人の欲望とその充足規準との失調状態。社会の解体によって、各社会的地位で正当に望みうる欲望の限度と、各地位への人の配分規準とが調和を失い、個人の欲望が無規制的に増大し、多くの人が欲望と地位との失調から*欲求不満に苦しみ、*自殺その他の*逸脱行動を生む事態が生ずる。*デュルケムが「自殺論」の中で「欲望の無限病」が生む自殺を説明するためギリシア語からつくりあげた概念。アノミー論はその後、アノミー感の如き主観的側面を扱う社会心理学的概念として、あるいは社会学的には逸脱行動の社会構造との関連を問う一般理論として展開されている。*マートンは、文化目標と制度的手段のズレにより逸脱行動が生ずるとき、社会構造内に人々に*不適応行動を強制するアノミーへの傾向が存在すると指摘している。近代社会における不満状態は、人々を、時として違法手段による目標達成に駆りたてる。→急性アノミー、社会解体(論)、単純アノミー

亜砒酸中毒 [英 arsenic poisoning] 亜砒酸は無色・無臭・無味の粉末。その不純なものには肥料(砒酸塩、砒酸石灰)に用いられる。昔から、*自殺、*他殺の目的で使われた。大量服用の場合は頭痛、痙攣で死ぬ。毎日少量ずつのまされると胃腸炎、赤痢症状で中毒とわからずに死ぬ事がある。昭和30年、西日本でおこった森永ドライミルク事件は、粉乳の製造過程に砒素が混入したもので粉乳の必要な乳児100余名が中毒死した。

アフターケア [英 aftercare] 傷病者は医療上の措置が終っても、ただちに正常者として生活ができず、身体が生活になれるまで保護する必要がある。この措置終了後の保護をいう。転じて、*少年院から*仮退院した者、および*刑務所から*仮出獄した者などに対する*保護観察、あるいは刑事手続による身柄拘束をとかれた者に対する*更生保護にも使われる。単なる予後の保護から不可欠の要件へと考え方が変わってきた。→リハビリテーション

アヘン(中毒) ⇒麻薬中毒

アベル症候群 [仏 syndrome d'Abel] 旧約聖書の、カインによって殺害された善良なアベルの話からヒントをえた仮説(エレンベルガー)。*潜在的被害者、累被害者になるのは、自己嫌悪する、憂鬱症の人と並んで、あまりにも自分が幸福でありすぎることによる不安を感じている人が多いという。現在の自分の生き方にやましい気持ちを持ち、他人が自分のことをうらやんでいるといった漠然とした不安をいだいているので、この弱点を他人から攻撃される。→エレンベルガー

アマタール面接 ⇒麻酔分析

アムステルダム懲治場 [英 Amsterdam House of Correction 蘭 Tucht-huis, Rasphuis] 16世紀末オランダに